



「清掃用資材」パブリックコメント等における御意見と対応

No	該当箇所	御意見内容	対応(赤字:認定基準の修正に係る内容)
1	分類 A.薬剤	薬剤でも脱炭素に関連する基準項目は設定する余地があるのではないか。	認定基準では、剥離廃液の適正処理を要求する項目(4-1-3.(9))や、洗剤・洗浄剤などが公共用水域に排水された際の環境有害性を GHS 分類を引用して評価する項目(4-1-4.(13))、そして薬剤の過剰使用の抑制になる適正使用の励行(4-1-3.(10))を要求する項目を設定しています。また、薬剤濃縮による運搬効率化を要求する項目(4-1-2.(2))についても、運搬するトラックの数を減らして排気ガスの発生量を削減し、直接的に脱炭素に資する項目として設定しています。 適正処理や有害性等の基準項目は、間接的に水処理にかかるエネルギーを削減することに繋がると考えます。よって原案通りとします。
2	分類 A.4-1-2. (2) 希釈使用を前提とする濃縮タイプまたは詰め替え製品であること	本項目は、床維持剤は適合対象外だが、希釈使用を前提としない製品に対して詰め替え容器の提供などを求めている箇所について、床維持剤でも適合が必要であるように読める。	本項目における、詰め替え容器の供給などを要求する記載箇所について、水系の業務用洗剤・洗浄剤およびその他薬剤に対する適合を要求していることを、より明確に示すための記載を追記しました。 (2)製品の取扱いや性質上、希釈使用を前提としない原液タイプの製品にあっては、本体容器に対応する詰め替え製品が販売または供給されるか、施設管理者等が施設に設置する容器への補充使用を前提とした製品であること。 ↓ (2)製品の取扱いや性質上、希釈使用を前提としない原液タイプの 水系の業務用洗剤・洗浄剤およびその他薬剤 にあっては、本体容器に対応する詰め替え製品が販売または供給されるか、施設管理者等が施設に設置する容器への補充使用を前提とした製品であること。
3	分類 A.4-1-3. (9)剥離廃液の公共用水域への排出抑制につながる処理励行	剥離廃液をリサイクルしている場合や、コーティング剤のような剥離が発生しないものもあるため、その場合は(9)項はどうしたらよいのか。	メーカー側で回収システムを構築・推奨していたり、メーカー推奨のメンテナンス方法に従えば剥離廃液が生じない製品であっても、結局は使用者側の廃棄・メンテナンスの仕方に委ねられる形になってしまうので、少なくとも製品には産廃処理の励行に関する記載は必須で載せるべきと判断いたしました。よって、原案通りにしつつ、施工段階での失敗等で生じる剥離作業も想定して、修正・追記します。 (9) 床維持剤および剥離剤は、本体容器などに、剥離廃液を産業廃棄物として処理しなければならないことを記載していること。 ↓



No	該当箇所	御意見内容	対応(赤字:認定基準の修正に係る内容)
			(9) 床維持剤および剥離剤の使用にあたって剥離廃液が発生する場合(製品設計上公共用水域に剥離廃液を排出しないものも含む)に、産業廃棄物として処理しなければならないことを本体容器などに記載していること。

意見者 3 名

以上